

No.	案の項目			意見要旨	改定委員会の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
1	第1章 はじめに	1.背景	1	<p>本文において、『「障害」は個人の心身機能の障害と～～その後の障害者関連施策に大きな影響を与えました。』と記載がある。 障害者権利条約では『「障害」は個人と社会の相互作用によって起こり創り出される社会的障壁が「障害」であり、』とっているので、『個人と社会の相互作用によって起こり創り出される社会的障壁が「障害」であり、』と記載されているので、この表現は、他のページも含め削除してほしい。心身機能の障害のない人にも、その相互作用で社会的障壁は起こりうる。</p> <p>【修正案】 「障害」は個人と社会の相互作用によって起こり創り出される社会的障壁が「障害」であり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル*」の考え方が示され、その後の障害者関連施策に大きな影響を与えました。</p>	<p>障害者基本法では、「社会モデル」の考え方を反映し、障害者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定しており、本基本構想でも、この法改正の趣旨を踏まえて記載をしています。 当該箇所の記載は、国の定める「ユニバーサルデザイン2020行動計画」から引用していますのでご意見として承ります。</p>
2	第1章 はじめに	1.背景	1	<p>差別には直接差別だけでなく間接差別、合理的配慮の不提供も差別にあたることを明記してほしい。また、合理的配慮の説明が不十分である。『合理的配慮』は本来『合理的調整』と原文では意味していて、負担が重すぎない範囲で対応することを合理的配慮と意味するものではなく、個人のニーズに合わせて可能な限りの変更調整をすることなので、記載変更してほしい。</p>	<p>本基本構想では、差別の具体例を示すことはしませんが、ご意見として承ります。 合理的配慮について、障害者差別解消法第6条第1項に基づく基本方針では「社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。」と記載されています。この表現を平易なものとするため、内閣府作成のパンフレット「合理的範囲をしていますか？」に記載されている解説では、「合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです」と記載があるため、本基本構想に引用しています。 いただいた記載方法の修正については、ご意見として承ります。</p>
3	第1章 はじめに	2.目的	3	<p>配慮する対象を設定しているが、日本語を母語としない人にとってバリアも検討してはどうか。</p>	<p>本基本構想はバリアフリー法に基づき、高齢者や障害者等で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者を対象としています。そのため、狭義の意味では日本語を母語としないことによるコミュニケーション上の制限は含まれません。とは言え、本基本構想では、情報伝達については、34ページに「視覚障害や聴覚障害、知的障害のある人、外国人など、情報の入手に配慮が必要な人がいることに留意した情報提供や、コミュニケーションの支援、情報保障を進める必要があります。」と記載し、外国人など日本語を母語としない人にも配慮したまちづくりを進めるとしています。</p>
4	第1章 はじめに	2.目的	3	<p>配慮をする対象を設定しているが、子どもは当たらないか。体が小さいことで生じるバリアや、条約まで作らないと守られない権利侵害があるのではないか。</p>	<p>対象についてはNo.3の回答をご参照ください。 子どもの権利侵害について、市では子どもの権利に関する条例の制定に向けて検討を進めています。</p>
5	第1章 はじめに	3.位置づけ	4	<p>バリアフリーは子どもプランのように横断的な存在ではないか。</p>	<p>4ページに「改定にあたっては、都市計画マスタープラン2021や第3期健康福祉総合計画等との整合を図るものとします。」と記載しています。引き続き、関連計画との整合を図りながらバリアフリーのまちづくりを推進します。</p>
6	第1章 はじめに	7.旧基本構想での課題と改定における論点	9	<p>(1)理念・目標について 対象者にLGBTQ+の人も含めてほしい。文中の「様々な特性の人」に含めずにハッキリと書いてほしい。</p>	<p>社会情勢等の変化により、対象となる特性は変更されることも考えられることから、本基本構想では柔軟に対応するため、移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省令和3年3月）に基づき、「身体障害者だけでなく、知的・精神・発達障害のある人や認知症の人、子ども連れの人の中でも双子用ベビーカーを利用する人など、様々な特性の人」と記載しています。</p>

No.	案の項目			意見要旨	改定委員会の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
7	第1章 はじめに	7.旧基本構想での課題と改定における論点	10	ICTの活用は情報提供だけではなく補助機能にも活用できるのではないかと。難聴者用の文字起こし(当事者)や色覚シミュレーション・補助ツール(周囲の人)など。	ICTの活用については、34ページに「また、コミュニケーションを支援する道具の導入や案内板へのピクトグラムの追加などによるわかりやすさの改善など、既存の取組みの延長上にある対策から充実を図ります。」と記載しています。引き続き、ICTツールの活用を検討していきます。
8	第1章 はじめに	8.改定の方針	11	4)ソフトの取組みの充実 *心のバリアフリーの推進を以下のとおり修正してほしい。 「心のバリアフリーの推進と、配慮が必要な児童・生徒への対応のために必要な改修及び人的配置の対応。」	11ページでは、改定の方針のソフト面の取組みの一つとして、心のバリアフリーの推進を記載しています。なお、第2章4.個別方針(移動等円滑化及び促進に関する事項)以降で、具体的な取組みについて記載しています。
9	第1章 はじめに	8.改定の方針	12	共生社会を形成するにはインクルーシブ教育が必要。インクルーシブ教育の推進を書き込んでほしい。インクルーシブ教育システムは障害による棲み分けなので共生ではなく分離社会ができてしまう。	ご意見を踏まえ、本基本構想は、移動や施設利用の利便性、安全性の向上を目的としていることから、40ページを「これらのことから、施設利用におけるインクルーシブな環境を整備する観点からは、子どもの状態に応じた可能な範囲での改修や柔軟な対応を行います。」と修正しました。インクルーシブ教育の考え方に関するご意見は、市所管部署にお伝えします。
10	第1章 はじめに	8.改定の方針	12	(1)理念・目標の充実 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を踏まえた理念の充実について。配慮を要する人の中にLGBTQ+の人も含めてほしい。	No.6の回答をご参照ください。
11	第1章 はじめに	8.改定の方針	12	(1)理念・目標の充実 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を踏まえた理念の充実について。さまざまな言語や文化的背景を持つ外国人に対しての配慮も必要になってくるのではないかと。	No.6の回答をご参照ください。
12	第1章 はじめに	8.改定の方針	13	心のバリアフリーで「高齢者、障害者等との交流機会……」とある。「機会」は「日常的な交流は無い」「日常的には分離している」ということを言ってしまう。共生社会は混ざっていることが日常になるので、「共生社会」と「交流機会」は矛盾している。	本基本構想では、共生社会の実現には「市民一人ひとりの心のバリアフリー」が必要であるとし、具体的な実践を促すために、13ページに「高齢者、障害者等との交流機会や障害理解の学習機会の創出等、市全体の取組みも対象とした「教育啓発特定事業」等を設定し、具体的な実践を推進します。」と記載しています。引き続き共生社会の実現に向けて、心のバリアフリーを一層推進していきます。
13	第1章 はじめに	8.改定の方針	13	(4)ソフト面の取組みの拡充 心のバリアフリーについて。ハードがバリアフリーでも、精神的なバリアが残ってしまえば意味がない。すべての人が「心のバリアフリー」を理解・実践し、学校・公共施設・商業施設等に精神的なバリアが残っていると認められた場合、行政が適切に指導するシステムがあるといい。	心のバリアフリーについては、33ページに「市は各施設設置管理者に対し、必要に応じて心のバリアフリーに関する情報提供を行い、取組みの水準を高めるように努めていきます。」と記載しています。市からの情報提供により、事業者に働きかけることで、心のバリアフリーを一層推進していきます。
14	第1章 はじめに	8.改定の方針	13	(4)ソフト面の取組みの拡充 心のバリアフリー推進について。「高齢者、障害者等との交流機会」とあるが、作られた「交流機会」を繰り返すだけでは意味がない。心のバリアフリーを推進するのであれば、誰もが分離されないインクルーシブ社会を実現しないと難しい。インクルーシブ社会のほうが先と考える。	No.12の回答をご参照ください。

No.	案の項目			意見要旨	改定委員会の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
15	第1章 はじめに	8.改定の 方針	13	(4)ソフト面の取組みの拡充 バリアフリー施設を連動した情報発信の仕組みの記載について。ICTを活用するのであれば、言語のバリアも解消してほしい。日本語を母語としない人へのバリア解消につながる。	No.3の回答をご参照ください。
16	第1章 はじめに	8.改定の 方針	13	※心のバリアフリーの推進 「教育啓発特定事業」ですが、障害平等研修(DET)を全市で知り体験できると思う。親子向けの内容もあった。障害当事者がファシリテーションしていくので、交流の機会にもなると思う。	心のバリアフリーの推進には多様な立場の人の参画が重要と考えています。市内の施設設置管理者や民間事業者、教育機関や地域住民の方々と連携し、より一層推進していきます。 なお、個別の研修内容については、障害者計画・第6期障害福祉計画に関連することから、いただいたご意見は市所管部署にお伝えします。
17	第2章 基本的な 考え方	全般事項	15-44	基本的な考え方全般について。LGBTQ+の人も記してほしい。男女別のトイレや更衣室しかなかったりと日常生活でバリアの影響を受けている人がいる。	No.6の回答をご参照ください。
18	第2章 基本的な 考え方	2.基本的 な方針	19	「障害」の表記について従来からの「障害」ではなく「障碍」や「障がい」といった書き換えをしている。 「UD思想」を目に見える形で「まちづくり」に表していくのであれば、「障害」表記についても一考してほしい。	本基本構想では、バリアフリー法に基づく記載は「障害者」とし、一般用語としての記載は「障害のある人」としています。
19	第2章 基本的な 考え方	2.基本的 な方針	19	(3)心のバリアフリー等の推進 「心のバリアフリー」が不可欠という考えに賛同する。全ての世代への教育・啓発を推進してほしい。	心のバリアフリーに向けた周知、啓発は重要と考えています。心のバリアフリーハンドブックの改定など、引き続き取組みに努めるとともに、多様な立場の人がどのような役割を担う必要があるか、引き続き検討を進めます。
20	第2章 基本的な 考え方	2.基本的 な方針	19	(3)心のバリアフリー等の推進③役務の提供について。 施設のバリアが解消されていないにもかかわらず、トイレ以外でのオムツ交換を許可しないことや、施設がバリアフリーではない事から障害を理由に施設の利用許可が出なかったという話を聞く。人的対応や接遇によって解消できる問題もあると思うので、役務の提供について正しい教育・啓発を推進してほしい。	役務の提供を適切に行うためには、心のバリアフリー等の推進が重要と考えています。67ページに「また、市内での取組み実施状況や具体的な取組み例などを情報提供することにより、自発的な取組みの推進に向けて働きかけを行います。」と記載しています。バリアフリーネットワーク会議等の機会を通じて、相互理解に努めていきます。 また、障害者計画・第6期障害福祉計画において、障害者差別解消や合理的配慮に関する、啓発や広報に取組んでいることから連携して心のバリアフリーを推進します。いただいたご意見は、市所管部署にお伝えします。
21	第2章 基本的な 考え方	4.個別方 針(移動 円滑化及 び促進に 関する事 項)	25	(1)公共交通事業 鉄道について。女性の身体障害者が一人で鉄道を使う際、駅員間連絡の構内放送を悪用し痴漢を働く輩がいるという報道があった。被害の報告以降も、この件が明らかになるまで事業者の都合(構内放送を使うこと)が優先され、適切な対応(合理的配慮)がされなかった。事業者には「合理的配慮は何よりも優先される」ことを周知徹底し続けてほしい。	ご意見を踏まえ、25ページを「*ラッシュ時間帯などの適切な人的対応・案内の充実」と修正しました。 合理的配慮の重要性については、73ページ「これらの社会情勢の変化は、これまでの基準に適合させる取組みだけでなく、障害者が固有に抱える移動や施設の利用に関する課題について、合理的配慮によって、必要な支援を提供し解決するための努力が求められていることを示しています。また、お互いの人権を尊重し、「理解と協力」の意識を高め、共助の考え方で障害者を支えあう社会の必要性が強く示されています。」と記載しています。引き続き、合理的配慮や理解の促進に努めます。

No.	案の項目			意見要旨	改定委員会の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
22	第2章 基本的な 考え方	4.個別方 針(移動 円滑化及 び促進に 関する事 項)	27	トヨタのJPN TAXIの写真を使用しているが、障害者団体から問題提起されている車両である。利用者と乗務員ともに身体的な負担が少ない日産のNV200UD仕様やセレナUD仕様の写真も掲載してほしい。	ご意見を踏まえ、27ページのイラストを追加しました。
23	第2章 基本的な 考え方	4.個別方 針(移動 円滑化及 び促進に 関する事 項)	27	「UD」以前の問題として市には「タクシー乗り場に構造上の問題がある」ことを認識してほしい。	ご意見を踏まえ、35ページを「一方でバスやタクシー等の乗降、乗換、情報提供など、バリアの生じやすい所でもあるので、安全で快適に乗り継ぎできるよう関係者の意見を踏まえた整備や、適切な維持管理を行う必要があります。」と修正しました。引き続き公共交通利用者の利便性向上に努めていきます。
24	第2章 基本的な 考え方	4.個別方 針(移動 円滑化及 び促進に 関する事 項)	28、39	車イスユーザーと視覚障害者とは歩道に対する要求が違うので、バリアフリー環境を整えることは難しいと思うが、点字ブロックの設置の際は、設置場所等、両方の立場から考慮してほしい。	当事者間の相反するニーズに対する整備の留意事項等については、67ページに「特定事業の進捗状況を市民と事業者で確認・共有し、現地確認や意見交換を行うことで、事業者の整備における留意事項への気付きを促すとともに、市民にとっても事業者の取組みへの理解を深める場となっています。また、高齢者、障害者等の当事者間の相反するニーズに対する相互理解を図る場としても重要な役割があります。」と記載しています。引き続き、バリアフリーネットワーク会議等の機会を通じて、当事者間の相互理解に努めていきます。
25	第2章 基本的な 考え方	4.個別方 針(移動 円滑化及 び促進に 関する事 項)	28、39	インターロッキングブロックは車椅子がガタガタしたり、木の根で盛り上がり歩行者がつかまってしまうことがある。ブロックの模様では、自閉症の方などは見え方のよっては怖くて歩けないとも聞いたことがある。	ご意見を踏まえ、28ページに「*道路整備・改修の際に、インターロッキングブロック舗装とする場合はがたつきの少ない製品を使用する。」と追記しました。 舗装の維持管理については、「また、工事中も含めた、わかりやすい案内による目的地への誘導、歩道上に置かれた商品や看板などの不法な占用物に対する指導・取締り、舗装や視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持管理など事業を継続・更新していく必要があります。」と記載しており、インターロッキング舗装の街路樹による根上がり対策に努めます。 ブロックの模様については、No.24の回答をご参照ください。
26	第2章 基本的な 考え方	4.個別方 針(移動 円滑化及 び促進に 関する事 項)	28	(2)道路事業 インターロッキングブロック舗装の道路が増えているが、設置当初は障害者に影響しない段差に仕上げたとしても、経年劣化で路面が凸凹したり段差がひどくなったまま放置されている道路もある。見た目重視の舗装ではなくアスファルト舗装にするよう指導することもバリアフリー整備の一環なのではないか。	No.25の回答をご参照ください。



No.	案の項目			意見要旨	改定委員会の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
33	第2章 基本的な 考え方	4.個別方針(移動円滑化及び促進に関する事項)	33	事業者が無理解であるため、事業者のルールが合理的配慮より優先することが考えられる。理解が進むように実効性のある啓発があるといい。	No.32の回答をご参照ください。
34	第2章 基本的な 考え方	4.個別方針(移動円滑化及び促進に関する事項)	33	子どもたちへ「障害の社会モデル」を啓発できないか。子どもたちも大人ベースで作られた街で暮らし、不便だったり不当に感じていることは多々あるはずで、「障害の社会モデル」は共感し自分ごととして取り込める考え方だと思う。	No.32の回答をご参照ください。 なお、個別の啓発内容については、武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画に関連することから、いただいたご意見は市所管部署にお伝えします。
35	第2章 基本的な 考え方	4.個別方針(移動円滑化及び促進に関する事項)	33	(6)教育啓発事業 LGBTQ+の人に対する啓発がない。LGBTQ+はクラスに2人はいると言われる割合だから、早急な教育啓発が必要と考える。	市では、令和元年10月に「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボームサシノシ宣言」を行いました。引き続き、「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」に向け、SOGIIに関する職員人権研修や、LGBTやSOGIIに関する正しい情報の発信などに取組みます。
36	第2章 基本的な 考え方	4.個別方針(移動円滑化及び促進に関する事項)	33	(6)教育啓発事業 学校や公共施設ではハード面のバリアフリーもできるだけ早く推進し、改築の順番などですぐに対応できない場合は、今の環境でどんな合理的配慮ができるのか考え取組んでいくよう求めてほしい。	学校施設については、No.9の回答をご参照ください。 公共施設については、38ページに既存公共施設のバリアフリー化について記載しています。改修する施設や箇所の優先順位などに関する整備計画を策定することで、計画的なバリアフリー化を推進します。
37	第2章 基本的な 考え方	4.個別方針(移動円滑化及び促進に関する事項)	33	(6)教育啓発事業 心のバリアフリーを啓発するのであれば、「インクルーシブ教育システム」ではなく、「インクルーシブ教育」を推進すべきと考える。「インクルーシブ教育システム」は多様な学びの場にそれぞれ“分かれて”教育するのでインクルーシブではありません。	No.9の回答をご参照ください。
38	第2章 基本的な 考え方	4.個別方針(移動円滑化及び促進に関する事項)	33	(6)教育啓発事業 教育啓発特定事業に「通常の学級と特別支援学級の児童・生徒との交流および共同学習の推進」とあるが、わざわざ交流させないといけない環境自体がバリアである。バリアフリー化してインクルーシブ教育を推進すべき。	No.9の回答をご参照ください。

No.	案の項目			意見要旨	改定委員会の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
39	第2章 基本的な 考え方	4.個別方針(移動円滑化及び促進に関する事項)	33	「高齢者、障害者等の移動や施設の利用を妨げないこと」は、利用を妨げる場合は差別に当たる表記をしてほしい。	本基本構想では、差別の具体例を示すことはしませんが、ご意見として承ります。また、障害者差別解消については、障害者計画・第6期障害福祉計画に関連することから、いただきましたご意見は市所管部署にお伝えします。
40	第2章 基本的な 考え方	4.個別方針(移動円滑化及び促進に関する事項)	33	日本では交流および共同学習をもってインクルーシブ教育システムとしているが、障害者権利条約第24条教育でインクルーシブ教育は、教育は誰もが自分の住む地域社会で場を分けられることなく、なおかつ個別のニーズが満たされ対応されていることをさしている。 特別支援学級と通常学級が交流及び共同学習の推進というスタンスでは不十分で、通常学級におけるインクルーシブ教育の推進からの前進が必要。 <b>【修正案】</b> ※学校において、通常の学級と特別支援学級の児童・生徒との交流及び共同学習の推進、そして通常学級におけるインクルーシブ教育の推進をしていく。	No.9の回答をご参照ください。
41	第2章 基本的な 考え方	4.個別方針(移動円滑化及び促進に関する事項)	33	「市職員等への心のバリアフリーに関する研修」について、市職員等を具体的に記載してほしい。 <b>【修正案】</b> ※学校管理職、教職員、保育、幼稚園はじめ、学童などの市職員への心のバリアフリーに関する研修	33ページの「*市職員等への心のバリアフリーに関する研修」は方針として示す項目であり、個別の職種等は記載しませんが、ご意見は市所管部署にお伝えします。 なお、障害者計画・第6期障害福祉計画において、教育機関との連携についての記載もあることから、心のバリアフリーにかかる取組みを連携し進めます。
42	第2章 基本的な 考え方	4.個別方針(移動円滑化及び促進に関する事項)	34	市内のバリアフリーマップの作成と「つながり」を一緒に年1回配布してほしい。	バリアフリー情報の見える化、発信については、34ページに「市内の施設設置管理者から高齢者、障害者等に配慮したエレベーター、トイレ、駐車施設等について情報提供を受け、実情や利用者の使い勝手を踏まえ、内容を整理した上で、バリアフリーマップの改定を検討します。また、進化するICT技術を活用した情報発信に努めます。」と記載しています。引き続き、配布方法も含めて適切な情報発信を行います。
43	第2章 基本的な 考え方	4.個別方針(移動円滑化及び促進に関する事項)	34	情報通信にもバリア(デジタル・デバイド)がある。ICT機器を能力的・環境的に使えないケースがある。前者については教室や集まりで学ぶ機会を作り、後者についてはWi-Fiの配備を進めることが考えられる。	ICTの活用については、71ページに「新技術をうまく活用できない人へのサポートの必要性も高まっており、既存のツールや人的対応も含め、多様な選択肢を提供することも重要です。」と記載しています。活用できない人への人的なサポートなどに取組みます。通信手段の確保については、国や都の動向に注視してまいります。





No.	案の項目			意見要旨	改定委員会の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
50	第2章 基本的な 考え方	5.その他 の事項	39	『だれでもトイレ』を使用する方が増え、車椅子ユーザーが使いたいときに使えないという状況が増えてきている。 国や都でも動きがあるが、『だれでもトイレ』とひとくくりにするのではなく、分散型も考えていただきたい。男女のトイレにオムツ替えシートやオストメイトを配置するなど。	トイレの適正な利用については、9ページに「エレベーターや車いす使用者用トイレが整備されても、利用集中により高齢者、障害者等が利用できない現状があること、また、整備されても場所がわかりにくいことなど、ハード整備が完了しても実際の利用の現場においては使いづらい状況が発生しています。」と記載しています。また、31ページに「また、車いす使用者用トイレへの利用集中を解消し、必要な人が使えるようにするため、一般トイレでの広めのプースの確保や、乳幼児用設備の設置など、機能分散を進めることが重要です。」と記載しています。引き続き国や都の動向に注視しながら、利用しやすいトイレの環境について研究していきます。
51	第2章 基本的な 考え方	5.その他 の事項	39	ユニバーサルシートがあるトイレは、大型車椅子が入れ、介助者が動きやすいスペースが必要。十分なスペースを確保してほしい。	ご意見を踏まえ、39ページを「 <u>重度障害の方や介助者等の使用に配慮し、大型ベッドを備えた車いす使用者用トイレの整備を進める</u> 」と修正しました。引き続き、令和3年3月に改正された「 <u>高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準</u> 」の記載されているとおり、使用者や介護者の利用を想定した設計や整備を行います。
52	第2章 基本的な 考え方	4.個別方 針(移動 円滑化及 び促進に 関する事 項)	39,40	39ページ また、障害の有無にかかわらず「共に育つ」ことを基本理念としたインクルーシブ教育推進や 40ページ これらのことから、インクルーシブ教育推進の視点からは、要配慮児童・生徒の一人ひとりの障害特性に配慮した個別改修や人的な対応を行います。 39ページと40ページの記載について、個々に必要なハード面の改修と、ソフト面の人的配置は必要である。人的な対応を行うとある所は、介助員や看護師配置だけでなく、学習権の保障の観点から、新しい特別支援の視点を持った教員の加配が必要である。 インクルーシブ教育は障害者権利条約に沿った権利保障がなされる取組みを求める。	教員の加配に関する内容については、第三期武蔵野市学校教育計画に関連することからいただいたご意見は市所管部署にお伝えします。 また、No.9の回答をご参照ください。
53	第2章 基本的な 考え方	5.その他 の事項	40	発達障害にとって、学校教材の使いづらさもバリアです。手書きのプリントも注意をしないと読めない人がいる。ICT機器によるノートや教科書、今までのやり方にこだわらず、個々にあった教材の利用があるといい。当事者の意見を取り込んで各々が苦しまない学校になるといい。	第三期武蔵野市学校教育計画では、施策と主要な取組みのひとつに、「一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」を掲げ、児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導支援を受けられる環境をつくるとしています。引き続き関連部署と連携をしながら、バリアフリーのまちづくりを進めます。
54	第3章 地域別構 想	吉祥寺駅 周辺地区 4.移動 円滑化に 関する事 項	49	吉祥寺については、街の面積が足りていないことは承知しているが、タクシー乗り場が東側しかないのは大きな問題である。 安全な街、ユニバーサルな街を目指すのであれば、東急百貨店やパルコのある西側にもタクシー乗り場を整備するべき。	ご意見を踏まえ、70ページを「特に、南口駅前広場整備に伴う誰もが使いやすい交通結節機能の再編や、武蔵野公会堂敷地も含めた面的な市街地再編、 <u>また、建物更新や区画道路の整備等により、バリアフリー化が進展することが期待されます。</u> 」と修正しました。引き続き、NEXT吉祥寺2021における交通結節機能の再編の考え方を踏まえ、駅前広場の整備を進めます。

